

# ワクチンの 仕組み

# 予防接種後 健康被害救済制度 とは？

## ワクチン接種後の健康被害に給付

日本では、ワクチン接種後に発生した健康被害を救済することを目的とする「健康被害救済制度」というものが、1976年に創設され、運用されてきました。健康被害の疑いが報告されると、その因果関係が焦点となりますが、健康被害救済制度の認定にあたっては、広く救済を実施するために「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定で

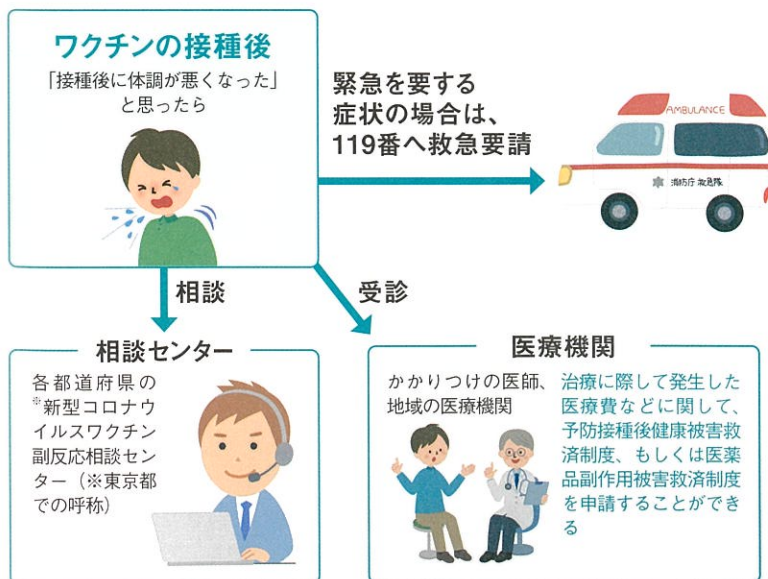
きない場合も対象とする」と定義づけられています。

この方針は、新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害においても変わらず、「予防接種後健康被害救済制度」が設けられました。予防接種法に基づく予防接種を受けた人に健康被害が生じ、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣の認定を受けた場合のみ、各市町村を通じて給付が行われました。ただし、2024年3月

31日の特例臨時接種終了に伴い、24年4月以降に接種し、それが定期接種ではなかった場合（任意接種）、対象となる救済制度は「医薬品副作用被害救済制度」というものになります（次ページ図版参照）。

給付の種類は、大きく分けて、医療機関で医療を受けた場合には医療費および治療手当が、障害が残ってしまった場合には障害児養育年金（18歳未満）、障害年金（18歳以上）、死亡した場合には葬祭料や死亡一時金などが給付されます。

## ワクチンの健康被害を疑う 症状が出たら……



ワクチン接種によって健康被害が起きた際、治療や保障を受けられる「予防接種後健康被害救済制度」。どのような制度なのでしょうか。